

政令第三百二十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、法第十一条の三第一項、法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十二条の三第一項及び第三項並びに第十三条第二項並びに法第十六条第三項、第二十二条第一項、第二項及び第五項並びに第二十七条の四第一項（法附則第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の七を第九条の八とし、第九条の六の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第九条の七 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の三第一項に規定する政令で定める

場所、政令で定める時間及び政令で定める期間並びに同条第三項に規定する政令で定める在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

第十二条第二項中「百分の三十三」を「百分の四十三」に、「百分の四十五・五」を「百分の五十五・五」に改め、同条第五項中「百分の十六、百分の十二・三七五、百分の十一又は百分の六・八七五」を「百分の二十六、百分の二十五、百分の二十一、百分の二十、百分の十六・五、百分の十六又は百分の八・二五」に改める。

第十七条の四第二項ただし書中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改め、同条第三項及び第四項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の四の二第一項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に、「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の四の三第四項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の五第一項及び第二項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第三項中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の五の二第一項中「自衛官等が」の下に「、防衛省令で定めるところにより、」を、「から」の下に「、法第二十二條第五項に規定する電子資格確認その他防衛省令で定める方法により、自衛官等であることの確認を受け、」を加え、同条第三項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の六第一項第二号、第三項及び第五項並びに第十七条の六の二第一項第一号から第三号まで及び第五号、第二項、第三項第一号から第三号まで並びに第五項第二号中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の三第一項各号中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改め、同条第二項中「防衛大臣が指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第三項中「防衛大臣が定める」を「防衛省令で定める」に改め、同条第四項中「防衛大臣が定める」及び「防衛大臣が指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第七項中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の四第一項第三号及び第三項中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の五第三項中「の例に準じて防衛大臣が」を「に準じて防衛省令で」に改める。

第十七条の六の六第一項中「防衛大臣の」及び「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改め、同条第二項中

「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の八の二中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(法第二十二條第五項に規定する政令で定める医療機関又は薬局等)

第十七条の八の三 法第二十二條第五項に規定する政令で定める医療機関又は薬局は、健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第十七条の四第一項第四号に掲げる医療機関若しくは薬局とする。

2 前項に規定する医療機関又は薬局に係る第十七条の四第一項、第十七条の四の三第一項、第十七条の四の四第一項及び第十七条の四の五第一項の規定の適用については、第十七条の四第一項中「次の各号に掲げる医療機関又は薬局から」とあるのは「防衛省令で定めるところにより、健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第四号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「特定医療機関等」という。）から、法第二十二條第五項に規定する電子資格確認その他防衛省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、自衛官等であることの確認を受け、その給付を」と、第十七条の四の三第一項中「第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から」とあるのは「防衛省令で定め

るところにより、特定医療機関等（薬局を除く。）から、電子資格確認等により、自衛官等であることの確認を受け、」と、第十七条の四の四第一項中「第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から」とあるのは、「防衛省令で定めるところにより、特定医療機関等（薬局を除く。）から、電子資格確認等により、自衛官であることの確認を受け、」と、第十七条の四の五第一項中「第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から」とあるのは、「防衛省令で定めるところにより、特定医療機関等から、電子資格確認等により、自衛官等であることの確認を受け、」とする。

第十七条の九中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（省令への委任）

第十七条の九の二 第十七条の三から前条までに定めるもののほか、法第二十二条の規定の適用に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第二十四条第五号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百」を「百分の百二・五」に改め、「百分の百五」の下に「（その者が退職の日の前日において同項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百七・五）」を加える。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、第九項から第十九項までを四項ずつ繰り上げる。

附則第二十項中「附則第八項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第二十一項を附則第十七項とする。

附則第二十二項の表第二十四条の項中「百分の九十五」を「百分の百（）」に、「率」を「率（）」に改め、附則第二十二項を附則第十八項とする。

附則第二十三項を附則第十九項とする。

別表第二本省内部部局の項、統合幕僚監部の項、陸上幕僚監部の項及び海上幕僚監部の項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項の次に次のように加える。

航空幕僚監部	防衛省組織令第一百五十三条第三号に掲げる事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一
--------	--	---

別表第二自衛隊サイバー防衛隊の項を次のように改める。

自衛隊サイバー 防衛隊		
(1) 極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が極めて高いものに従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	(2) 極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が特に高いものに従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。）	(3) 極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が高いもの又はこれと一体となつて行う情報システムに関する業務に従事することを本務とする職員（(1)及び(2)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。）
五	四	三

別表第二防衛装備庁の項中「規定する」を「掲げる」に改める。
別表第三防衛装備庁内部部局の項を次のように改める。

	防衛技監
	部長
	装備官
	審議官
	参事官
	プロジェクト管理総括官
	革新技术戦略官
	調達総括官
	総務官
	人事官
	会計官

防衛装備庁内部部局

監察監査・評価官

装備開発官

艦船設計官

課長

事業計画官

事業監理官

装備技術官

技術計画官

技術振興官

技術連携推進官

原価管理官

需品調達官

武器調達官

	<p>電子音響調達官 艦船調達官 航空機調達官 輸入調達官</p>	
--	---	--

別表第五中「第九条の七」を「第九条の八」に改め、同表対空警戒対処等手当の項中「(自衛隊法第八十条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置又は同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に関するものに限る。)」を削り、「航空自衛官(防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。)」を「職員」に、「七百四十円」を「千六百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」に改め、同表夜間特殊業務手当の項中「(深夜における勤務時間が二時間に満たないものを除く。)」及び「(勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的な回数が六回未満である業務として防衛大臣の定めるものに従事する職員(以下「特定回数深夜勤務職員」という。)にあつては、七百三十円)」を削り、「(特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円)」を「(深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、四百十円)」に改め、同表海

上警備等手当の項中「千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）」を「千六百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」に改め、同表救急救命処置手当の項の次に次のように加える。

<p>特殊過重勤務手当</p>	<p>自衛隊法第六章に規定する行動又はこれに準ずる活動として防衛大臣が定めるものに際して、遭難者等の搜索救助その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う作業（一日の作業時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日以上従事する自衛官</p>	<p>作業一日につき三千二百四十円</p>
<p>レンジャー作業手当</p>	<p>レンジャーの教育訓練その他の特に困難又は危険が伴う業務に関する訓練課程（防衛大臣の定めるものに限る。）にお</p>	<p>作業一日につき四千二百六十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>

	いて防衛大臣の定める作業に従事する陸 上自衛官	
--	----------------------------	--

別表第五備考に次のように加える。

五 職員が同一の日において特殊過重勤務手当を支給される作業及び災害派遣等手当を支給される作業
又は国際緊急援助等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの作業及び業務に従事した者
に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。